

# 熊本県公報

第12865号  
令和元年(2019年)  
10月11日(金)  
(毎週火・金発行)

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… ( " ) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( " ) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ  
く事業者の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ  
く事業者の指定…………… ( " ) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ  
く事業者の指定…………… ( " ) 2
- 造成宅地防災区域の指定の解除…………… (建築課) 2
- 指定居宅サービス事業の指定…………… (高齢者支援課) 3
- 指定介護予防サービス事業の指定…………… ( " ) 3
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 3
- 道路の供用開始…………… ( " ) 3

### 公 告

- 肥料登録失効…………… (農業技術課) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( " ) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( " ) 4
- 土地改良区の役員を選任等…………… (農村計画課) 5
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 5
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… ( " ) 6
- 国土調査成果の認証…………… (技術管理課) 6

### 登 載 依 頼

- 少年指導委員の委嘱…………… (公安委員会) 6
- 熊本県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程…………… (企業局) 6

## 告 示

### 熊本県告示第374号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和元年（2019年）10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人谷田会	松樹苑 訪問介護ステーション	上益城郡甲佐町 岩下49番地	令和元年（ 2019 年）10月 1日	訪問介護

### 熊本県告示第375号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和元年（2019年）10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社アロール	アロールケア訪問看護リハビリステーション	菊池郡大津町室 248-4	令和元年（ 2019 年）10月 1日	訪問看護

### 熊本県告示第376号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和元年（2019年）10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社アロー	アロールケア訪問看護リハビリステーション	菊池郡大津町室248-4	令和元年（2019年）10月1日	介護予防訪問看護

**熊本県告示第377号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和元年（2019年）10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ショートステイはなみずき 八代市高下西町1760番地	社会福祉法人権現福祉会 八代市揚町35番地2 松本 善孝	短期入所	令和元年（2019年）10月1日

**熊本県告示第378号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和元年（2019年）10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ニチイケアセンター菊陽 菊池郡菊陽町大字津久礼 2408-1 Dear Coast NOA noa III 101号室	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 森 信介	居宅介護 重度訪問介護	令和元年（2019年）10月1日

**熊本県告示第379号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和元年（2019年）10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
多機能型事業所 よほう苑 合志市須屋1635-59	特定非営利活動法人余芳舎 熊本市中央区京町本丁8番12号 今坂 晋典	就労継続支援B型	令和元年（2019年）10月1日

**熊本県告示第380号**

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第2項の規定により平成31年（2019年）1月15日熊本県告示第30号（造成宅地防災区域の指定）で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和元年（2019年）10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

前田地区

宇土市岩古曾町字前田572番1、571番1、571番1地先の道の一部（次の図に示す範囲に限る。）、572番1地先の水の一部（次の図に示す範囲に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び宇土市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第381号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和元年（2019年）10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社湯の郷	訪問看護ステーション 湯の郷 てんすい	玉名市天水町小天9278-1	令和元年（2019年）10月4日	訪問看護

熊本県告示第382号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和元年（2019年）10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社湯の郷	訪問看護ステーション 湯の郷 てんすい	玉名市天水町小天9278-1	令和元年（2019年）10月4日	介護予防訪問看護

熊本県告示第383号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年（2019年）10月11日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年（2019年）10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	小川嘉島線	宇城市豊野町上郷字南五反田 1492番3地先から 宇城市豊野町上郷字上五反田 1728番1地先まで	245.8	防安交
		宇城市豊野町上郷字惣川 1655番地先から 宇城市豊野町上郷字下前田 168番2地先まで	166.4	

2 供用を開始する期日 令和元年（2019年）10月11日

熊本県告示第384号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年（2019年）10月11日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年（2019年）10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
-------	-----	-----------	--------------	----

主要地方道	人吉水上線	球磨郡多良木町大字黒肥地字北山下 3976番地先から 球磨郡多良木町大字黒肥地字茗ノ木 1805番2地先まで	100.0	防安交
-------	-------	---	-------	-----

2 供用を開始する期日 令和元年(2019年)10月21日

**公 告**

**熊本県公告第368号**

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第14条の規定により次の肥料の登録が失効したので、同法第16条第1項の規定により公告する。  
令和元年(2019年)10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	失効した年月日
熊本県肥第1408号	混合石灰肥料	粒状ヒューライム	アルカリ分 : 52.0 可溶性苦土 : 10.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	多木物産株式会社 兵庫県加古川市別府町緑町2番地	令和元年(2019年)9月17日

**熊本県公告第369号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和元年(2019年)10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡嘉島町大字上仲間字上川原896番1  
1,694.96平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
熊本市南区江越二丁目9番15号  
株式会社マーブル

**熊本県公告第370号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和元年(2019年)10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡大津町大字大津字下井迫2229番1、同2229番3、同2229番4、同2229番5、同2229番6、同2229番7、同2229番8、同2234番1、同2234番2及び同2234番3  
3,794.22平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
阿蘇市一の宮町宮地1926番地  
株式会社古屋産業  
合志市豊岡2395番地3  
西川 晴行  
山鹿市鹿本町来民1632番地  
平野 康美

**熊本県公告第371号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和元年(2019年)10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字津久礼字今石2039番1の一部及び同2040番2  
499.65平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

菊池郡菊陽町大字津久礼2400番地 町営青葉台団地A-403号  
 荒木 美智子

**熊本県公告第372号**

天草市に事務所を置く小宮地新田地区土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和元年（2019年）10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事 監事	小山 孝行 松本 亨	天草市新和町大多尾2042番地 天草市新和町小宮地4985番地
就任 理事 監事	益田 俊明 井手 和記	天草市新和町大多尾2127番地2 天草市新和町小宮地6561番地2

**熊本県公告第373号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、令和元年（2019年）10月11日から同月24日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

令和元年（2019年）10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社アグリともあい	熊本市東区上南部	熊本市東区石原町198番ほか6筆
本田 恭一	熊本市西区沖新町	熊本市西区沖新町字山下割1126番ほか10筆
小崎 貴一郎	熊本市西区河内町白浜	熊本市西区河内町白浜字水谷1308番11
農事組合法人熊本すぎかみ農場	熊本市南区城南町永	熊本市南区城南町坂野字東天神原1812番
有限会社グリーンズ白石	熊本市南区孫代町	熊本市南区孫代町字下河原578番ほか16筆
農事組合法人火の君とよだ	熊本市南区城南町塚原	熊本市南区城南町沈目字前田340番1ほか2筆
丹波 節良	熊本市東区新外	菊池郡菊陽町大字馬場楠字鍬ノ迫804番
西岡 孝義	菊池郡菊陽町曲手	菊池郡菊陽町大字曲手字上部田692番2
田中 淳一	菊池郡菊陽町久保田	菊池郡菊陽町大字曲手字西原517番ほか1筆
坂本 隆樹	菊池郡菊陽町久保田	菊池郡菊陽町大字久保田字川久保1939番
鎌田 博昭	菊池郡菊陽町久保田	菊池郡菊陽町大字久保田字佐渡原1823番
河北 真利	菊池郡菊陽町久保田	菊池郡菊陽町大字久保田字柳尾1768番ほか10筆
吉川 照幸	菊池郡菊陽町久保田	菊池郡菊陽町大字久保田字川久保1930番1ほか5筆
株式会社マルカマ	菊池郡菊陽町久保田	菊池郡菊陽町大字久保田字柳尾1744番ほか3筆
株式会社マルカマ	菊池郡菊陽町久保田	菊池郡菊陽町大字久保田字柳尾1666番
坂本 孝則	菊池郡菊陽町久保田	菊池郡菊陽町大字久保田字津留2398番1

2 申請年月日

令和元年（2019年）9月30日

熊本県公告第374号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、令和元年（2019年）10月11日から同月24日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

令和元年（2019年）10月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人走潟	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟744番
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字上島字壺町田83番1
中山 大吾	上益城郡嘉島町上仲間	上益城郡嘉島町大字上仲間字前田1760番1
有限会社コウヤマ	上益城郡益城町小谷	上益城郡益城町大字杉堂字萩原642番

2 申請年月日

令和元年（2019年）10月1日

熊本県公告第375号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和元年（2019年）10月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
山都町	平成29年度（2017年度）から平成30年度（2018年度）まで	郷野原の一部	地籍図及び地籍簿	令和元年（2019年）10月3日
八代市	平成23年度（2011年度）から平成26年度（2014年度）まで	古閑浜町の一部	地籍図及び地籍簿	令和元年（2019年）10月3日
八代市	平成24年度（2012年度）から平成26年度（2014年度）まで	古閑中町の全部	地籍図及び地籍簿	令和元年（2019年）10月3日

登 載 依 頼

熊本県公安委員会告示第7号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により少年指導委員を次のように委嘱したので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条第2項の規定により告示する。

令和元年10月11日

熊本県公安委員会委員長 原 幸代子

1 委嘱年月日

令和元年10月1日

2 委嘱を受けた者の氏名、連絡先及び活動区域

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
田島 直子	096-323-0110（熊本中央警察署生活安全課）	熊本中央警察署管轄区域

熊本県公営企業管理規程第6号

熊本県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年10月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程  
 熊本県企業局事業用電気工作物保安規程（昭和62年3月31日公営企業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。  
 第5条第2項中

「

種別	事業所又は設備	職
統括電気 主任技術者	工務課及び発電総合管理所 (市房、緑川、笠振)	係長級以上の職
	工務課及び発電総合管理所 (菊鹿、阿蘇車帰、発電総合管理所)	係長級以上の職
電気 主任技術者	都呂々ダム管理事務所	係長級以上の職
電気 主任技術者 (外部委託)	有明工業用水道管理事務所	管理者が管理受託者(管理受託者が法人である場合は、当該法人の職員で当該事業所に勤務する者)の中から選任することができる。
	八代工業用水道管理事務所	
ダム水路 主任技術者	水力発電所(高さ15メートル以上のダム又は圧力392キロパスカル以上の導水路、サージタンクもしくは放水路を有するもの)	係長級以上の職

」

を

種別	事業所又は設備	職
統括電気 主任技術者	工務課及び発電総合管理所 (市房、緑川、笠振)	係長級以上の職
	工務課及び発電総合管理所 (菊鹿、発電総合管理所)	係長級以上の職
電気 主任技術者	都呂々ダム管理事務所	係長級以上の職
電気 主任技術者 (外部委託)	有明工業用水道管理事務所	管理者が管理受託者(管理 受託者が法人である場合は、 当該法人の職員で当該事業 所に勤務する者)の中から選 任することができる。
	八代工業用水道管理事務所	
ダム水路 主任技術者	水力発電所(高さ15メートル以上の ダム又は圧力392キロパスカル以上の 導水路、サージタンクもしくは放水 路を有するもの)	係長級以上の職

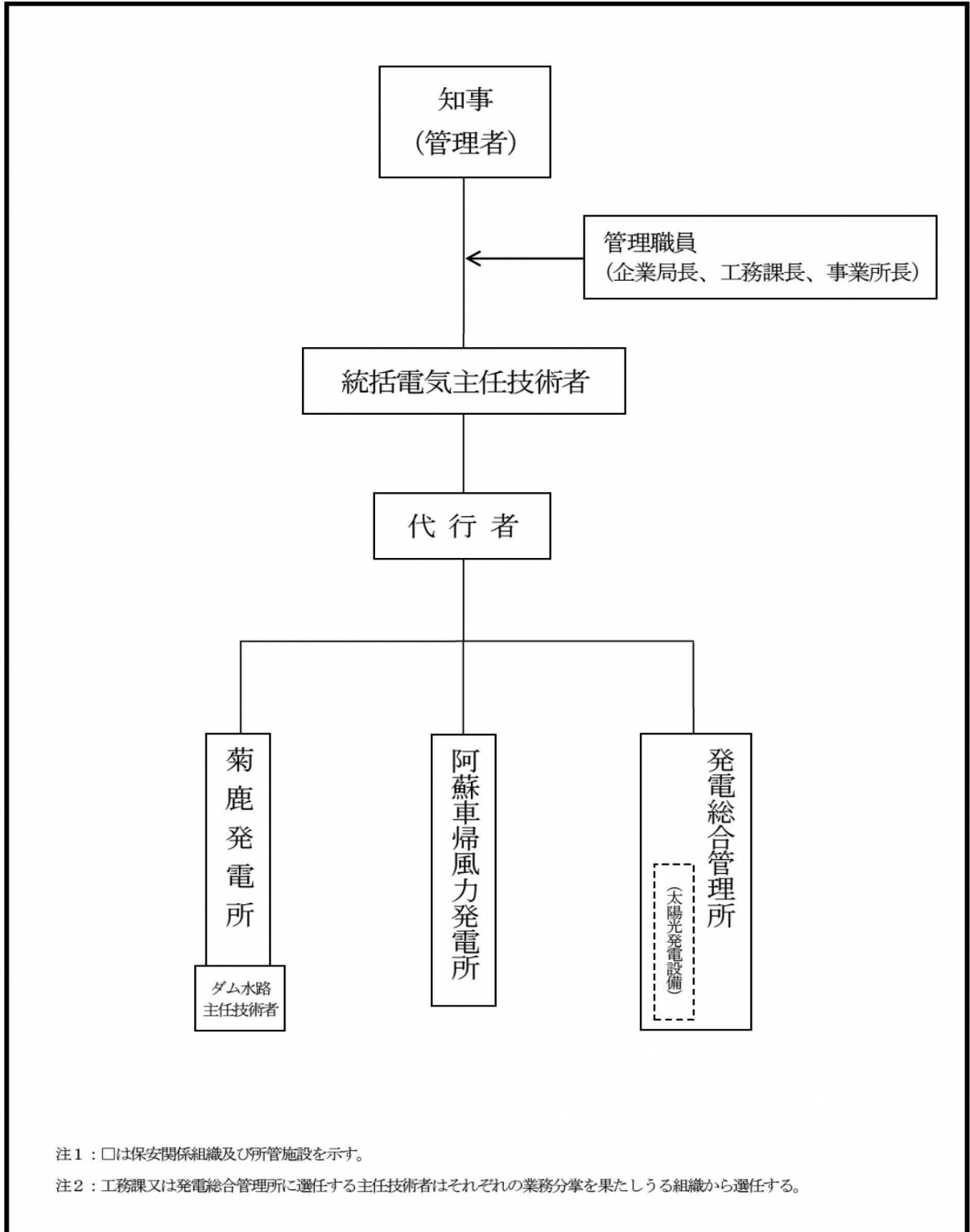
に改める。



別表第1中

別表第1(第4条関係) 保安に関する組織及び業務分掌

(工務課及び発電総合管理所(菊鹿、阿蘇車帰、発電総合管理所))



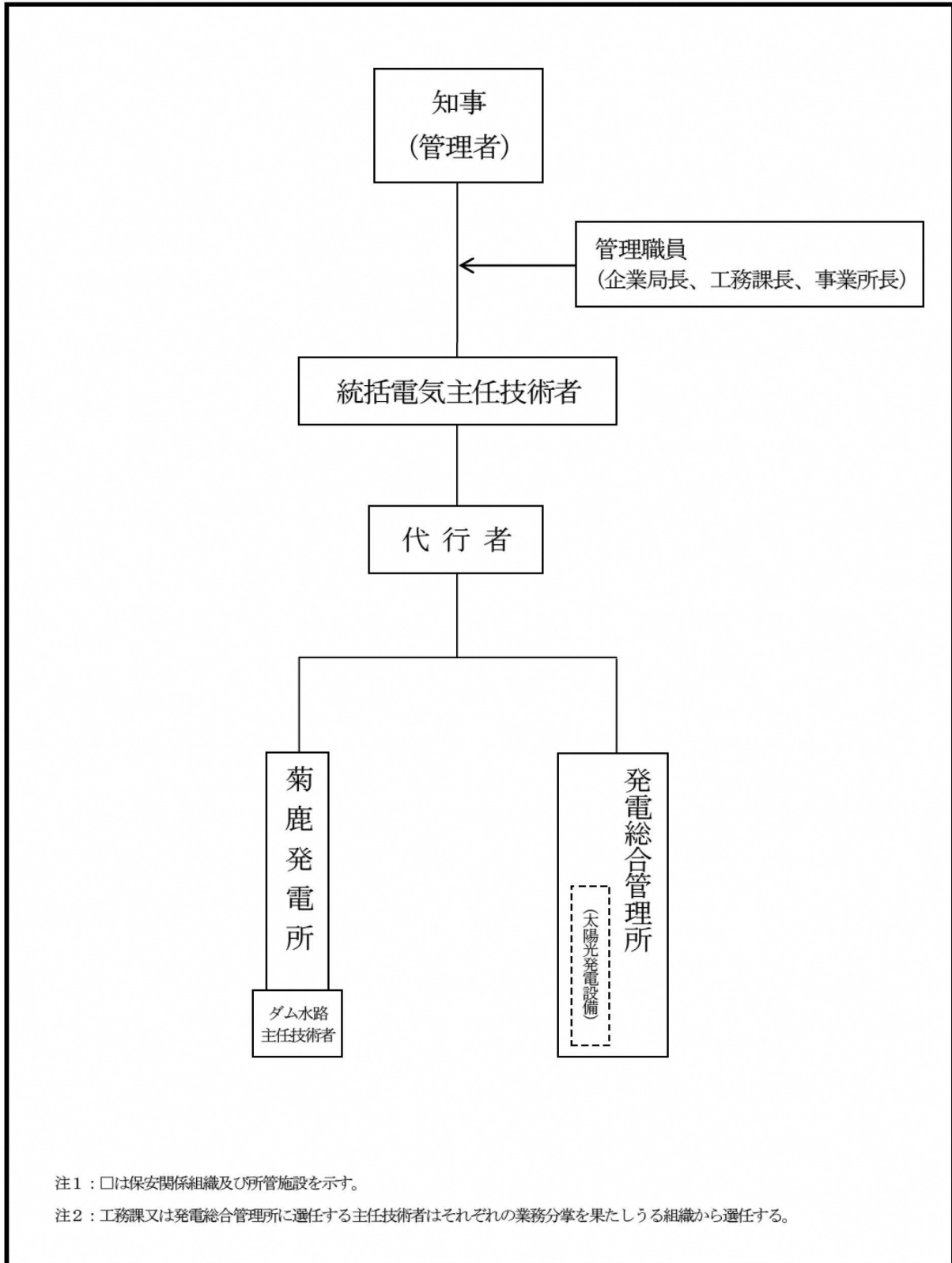
注1: □は保安関係組織及び所管施設を示す。

注2: 工務課又は発電総合管理所に選任する主任技術者はそれぞれの業務分掌を果たしうる組織から選任する。

を

」

別表第1(第4条関係) 保安に関する組織及び業務分掌  
(工務課及び発電総合管理所(菊鹿、発電総合管理所))



注1：□は保安関係組織及び所管施設を示す。

注2：工務課又は発電総合管理所に選任する主任技術者はそれぞれの業務分掌を果たしうる組織から選任する。

に改める。

別表第3中

「

設備別	巡視		巡視・検査			備考
	機器設備	頻度	機器設備	項目	頻度	
水力発電設備				内部点検	(※5) 1回/6年	(※5) (1)ガス遮断器等特に指定するものは1回/12年とする。 (2)並列用遮断器については、動作回数管理も行う。 (3)動作回数の極めて少ない遮断器については別に定める。
風力発電設備	電気工作物	無人 1回/月	風車・発電機	外部点検	(※1) 1回/年	(※1) リンク機構等特に指定するものは1回/3月とする。
				測定試験	1回/3年	
			主要変圧器	内部点検	(※2) 1回/20年	(※2) 運転状況及び点検結果を考慮して点検頻度を増減できる。
				外部点検	1回/3年	
			主要遮断器	外部点検	(※3) 1回/3年	(※3) 並列用遮断器については、動作回数管理も行う。

風力発電設備				測定試験 内部点検		(※4) 1回/3年  (※4) 1回/6年	(※4) (1) 並列用遮断器については、動作回数管理も行う。 (2) 動作回数の極めて少ない遮断器については別に定める。
配電設備	電気工作物	1回/年	接地装置	測定試験	B種接地抵抗	1回/5年	

を

設備別	巡視		巡視・検査			備考
	機器設備	頻度	機器設備	項目	頻度	
水力発電設備				内部点検	(※5) 1回/6年	(※5) (1) ガス遮断器等に指定するものは1回/12年とする。 (2) 並列用遮断器については、動作回数管理も行う。 (3) 動作回数の極めて少ない遮断器については別に定める。
配電設備	電気工作物	1回/年	接地装置	測定試験	B種接地抵抗	1回/5年

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。